

村上市地酒等による乾杯を推進し市を活性化する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、本市で製造される日本酒、ワイン、どぶろく等(以下「~~村上の~~地酒」という。)による乾杯の習慣を広めることにより、地酒及び農林水産物~~、~~料理~~、~~物産等~~の~~市内で生産~~、~~加工~~又は~~調理されたものなどの地域資源を生かした食文化(以下「村上の食文化」という。)を振興し、もって本市の地域経済の発展に寄与することを目的とする。

（市の役割）

第2条 市は、地酒による乾杯を推進することにより、~~村上の食文化本市の地域資源を生かした食文化~~の振興に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（議員の役割）

第3条 本市の議会の議員(以下「議員」という。)は、自らが~~主催参加~~する会食等の乾杯において~~積極的に~~村上の地酒を用いるよう努めるとともに、市民等に対して呼びかけるなど、~~村上の~~地酒による乾杯を~~の~~推進し~~村上の食文化の振興~~に努めるものとする。

（事業者の役割）

第4条 地酒を製造し、販売し、又は提供する事業者(以下「事業者」という。)は、村上の地酒による乾杯の推進に取り組むとともに、本市及び他の事業者と相互に協力し、~~村上の食文化本市の地域資源を生かした食文化~~の振興に努めるものとする。

（市民の協力）

第5条 市民は、市及び事業者が行う地酒による乾杯を推進する取組及び~~村上の食文化地域資源を生かした食文化~~を振興する取組に協力するよう努めるものとする。

（郷土料理の普及と継承）

~~第6条 市、事業者及び市民は、村上の地酒による乾杯とともに、本市の郷土料理の普及と継承に努めるものとする。~~ 普及・事業展開へ移動

(情報発信)

第7条 **事業者及び市議員**は、村上の食文化に関する情報の発信に努めるものとする。

(嗜好等への配慮)

第9条 市、**議員**、事業者及び市民は、この条例の実施に当たり、個人の嗜好及び飲酒に対する個人の意思を尊重するよう配慮するものとする。

(食品廃棄物ロスの削減)

第8条 ~~市、議員、~~事業者及び市民は、~~食べられるのに捨てられてしまう食品食品ロス~~の削減のため、宴席、**会食**等においては、概ね開始から15分、終了前10分は席を立たずに残さず食べるよう・しっかり食べきるよう努めるものとする。

、残さず食べるよう・しっかり食べきるよう努め

るものとする。

(飲酒運転の根絶)

~~第10条 市、議員、事業者及び市民は、飲酒運転の根絶のため、あらゆる手段を講じてその達成のためにそれぞれの責務を果たすものとする。~~ 普及・事業展開へ移動

(飲酒の強要の排除)

~~第11条 市、議員、事業者及び市民は、飲酒を強要する等(アルコール・ハラスメント)の悪習を排除するため、あらゆる手段を講じてその達成のためにそれぞれの責務を果たすものとする。~~ 普及・事業展開へ移動

~~附一則~~

~~この条例は、公布の日から施行する。~~

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行します。